

新学習指導要領の実施を契機としたEBPM推進例

改革工程表2019における記載

外国語教育やプログラミング教育をはじめとする、新学習指導要領を契機としたEBPMの加速

※新小学校学習指導要領では中学年に外国語活動を開始、高学年では教科化。教科等横断的に行う情報活用能力育成の一環として、プログラミング教育を必修化。

2020年度以降の取組

2020年度から小学校で全面実施となる新学習指導要領等を踏まえ、以下のような取組を実施。

外国語教育

○「英語教育実施状況調査」のデータを踏まえて地方公共団体が実施する英語教育改善の取組を支援

英語教育の実施状況に関する調査データの分析、それに基づく教育委員会等が行う取組（英語教育改善プラン）を支援することで、PDCAサイクルを推進。



【第3期教育振興基本計画KPI】

中学卒業時にCEFR A1（英検3級程度）相当以上、高校卒業時にA2（準2級程度）の生徒の割合を5割以上とする。

	2017	2019	2022年度
高等学校	39.3	43.6	50.0
中学校	40.7	44.0	50.0

（単位：％）

○中学校（2021年度）高等学校（2022年度）新学習指導要領の実施に合わせた分析を行い、より効果的なEBPMの展開を目指す。

- ・新学習指導要領が目指す授業改善の取組状況と関連付けた分析
- ・小学校外国語教育の実施状況、環境整備等と関連付けた分析
- ・各種データ（全国学力・学習状況調査等）と組み合わせた分析 など

プログラミング教育

○「情報活用能力調査」の実施

児童生徒の情報活用能力を把握し、今後の情報教育の推進に資するよう、「情報活用能力調査」を実施

- ・令和3年度に調査を実施。
【標本調査、小・中・高校 全300校程度】
- ・令和4年度に取りまとめ
⇒ 今後の情報教育関係施策の改善に活用

【第3期教育振興基本計画 参考指標】

- ・児童生徒の情報活用能力

情報活用能力：

「情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な力」であり、情報技術の基本的な操作や、情報モラル、プログラミング教育により育成される資質・能力なども含まれる。

○今後、一定の間隔ごとに調査を行うことにより、情報活用能力の推移と課題を中長期的に把握することで、学習指導要領の改訂等の検討の際の基礎資料とすることも考えられる。

今後の取組の方向性等

引き続き、小・中・高等学校教育を通して、新学習指導要領の実施を契機としたEBPMを推進。

參考資料

学習者用デジタル教科書について

学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）

- 紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材（学習者用デジタル教科書）がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。

（紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒については、教育課程の全部において学習者用デジタル教科書を使用可能）

学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第35号）

- 学習者用デジタル教科書の要件：
紙の教科書の発行者が、紙の教科書の内容を全て記録

<学習者用デジタル教科書の費用負担>

現状では、

- 学習者用デジタル教科書は無償給与の対象外
- 学習者用デジタル教科書を使用するかどうかは学校判断
購入に係る費用は市町村教育委員会等が負担

<学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット>

- **デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実**
（例）図表の拡大縮小、書き込み、保存、検索等
- **デジタル教材等との一体的使用**
（例）動画・アニメーション、ネイティブによる朗読、ドリル・ワーク、参考資料、児童生徒の画面の共有、大型提示装置による表示等
- **特別な支援が必要な児童生徒の学びの充実**
（例）音声読み上げ、総ルビ、文字の拡大、リフロー、文字色や背景色の変更等

今後の検討

一人一台端末環境整備に併せ、**学習者用デジタル教科書の今後の在り方等について、その効果・影響を検証しつつ、学びの充実の観点から検討を行い、次の小学校の教科書改訂時期である令和6年度を見据え、有識者会議において検討を行っている**（令和2年度中に中間とりまとめ、令和3年夏頃までに最終とりまとめ）。

学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について定める件 （平成30年文部科学省告示第237号）

- 教育の充実を図るため、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準
 - ① 各教科等の授業時数の2分の1に満たないこと
 - ② 紙の教科書を使用できるようにしておくこと 等

（紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒が学習者用デジタル教科書を使用する際には、授業時数が各教科等の授業時数の2分の1以上となる場合には、児童生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること等が基準となっている。）

施行日：平成31年4月1日

<学習者用デジタル教科書の発行状況>

- **小学校教科書**（小学校用教科書目録より）
令和元年度：64/319点（20%）→令和2年度：287/305点（94%）
- **中学校教科書**（中学校用教科書目録より）
令和2年度：40/159点（25%）→令和3年度：138/145点（95%）

<学習者用デジタル教科書導入状況>

- 市町村立小学校において、
令和元年度に1校でも導入 : 107市町村（6.1%）
令和2年度に1校でも導入することを検討 : **257市町村（14.7%）**
（令和元年10月 教科書採択関係状況調査）※GIGAスクール構想が示された後は未調査
- 公立小・中・高等学校等における学習者用デジタル教科書整備率
: **2,617校（7.9%）**
（令和元年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（概要）
（令和2年3月現在）〔確定値〕）

<学習者用デジタル教科書の価格の状況（令和2年度小学校教科書）>

- 文科省調べ
○ 200円程度～2000円程度まで、教科や発行者によって異なる。

初等中等教育における教育データ標準化

- ✓ 教育データに関して、現時点では先進自治体・学校等が調査研究を行っている段階であり、**収集方法、活用方法に様々なバラエティがあり、全国の学校における教育データの収集・利活用にコンセンサスがある状況にはない。**
- ✓ 一方、「GIGAスクール構想」により小・中学校等の1人1台端末導入が加速し、データの収集・活用に関して**一定のルールが必要な緊急の状況**がある。
- ✓ このため、**教育データ全体の将来的な展望を視野に入れつつも、まず、教育データ標準の枠組みの提示と学習データの起点としての「学習指導要領コード」を「教育データ標準」(第1版)として10月16日に公表。**
- ✓ 今後、これまで制度等に基づき学校現場において普遍的に活用されてきたデータ等の標準化(※)について、**来年春を目途に「第2版」として公表できるよう検討を進める。**また、活用結果を見ながら、必要があれば改訂を行う。
※学校コードなど統計で活用できるデータや学校健診情報などに関するデータの標準化を想定

標準化の枠組み

- データの標準化は、**教育データの相互流通性の確保が目的**であるため、あらゆる取得できる可能性のあるデータを対象に行うのではなく、**全国の学校、児童生徒等の属性、学習内容等で共通化できるものを対象**とする。
- 教育データを、**①主体情報、②内容情報、③活動情報に区分**する。
 - ① 主体情報 … 児童生徒、教職員、学校等のそれぞれの属性等の基本情報を定義。
 - ② 内容情報 … 学習内容等を定義。(「学習指導要領コード」など)
 - ③ 活動情報 … 何を行ったのかを定義。(狭義の学習行動のみだけでなく、関連する行動を含む)

